

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシアは、去る2月24日にウクライナへの侵攻を開始し、軍の攻撃による一般市民の犠牲が拡大している。

国の主権や人々の自由、生命を踏みにじる武力行使は、断じて許されるものではない。

ウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、国連憲章に違反する行為である。また、核兵器の使用を示唆し他国をけん制する行為は、非核平和都市を宣言する小美玉市として許すことはできないものである。

よって、小美玉市議会は、ウクライナへの侵攻行為に対し厳重に抗議し、ロシアに対して軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう強く求める。また、日本政府に対しては、国際社会と歩調を合わせたロシアへの強力な制裁措置の実施及び在留邦人の安全確保に全力を挙げつつ、ウクライナからのロシア軍の完全撤退を断固として要求するよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月11日

茨城県小美玉市議会